



神奈川県

KANAGAWA

# かながわ 生物多様性計画 2024-2030

生きものの恵みを  
次の世代へ



神奈川県  
環境農政局緑政部自然環境保全課

宙瞰図  
宇宙から見た神奈川

Bird's eye view using satellite images  
KANAGAWA from SPACE

県立生命の星・地球博物館

かながわ生物多様性計画  
2024-2030

■ 「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」の 카테고리

■ 「神奈川県 レッドデータ生物調査報告書 2006」の 카테고리



仙石原湿原  
Sengokuhara Marsh



ノスリ  
*Buteo buteo*



ギフチョウ  
*Luehdorfia japonica*



ニホンリス  
*Sciurus lis*

絶滅危惧 II 類

絶滅危惧 IB 類

準絶滅危惧

(公財) 神奈川県 公園協会

# 目 次

はじめに	1
<b>序章</b> <u>生物多様性とは</u>	
1 生物多様性とは	2
2 生物多様性に支えられる私たちの暮らし	4
3 生物多様性の危機	6
4 生物多様性の保全をめぐる動向	8
(1) 国際社会の動向	8
(2) 国内の動向 ～生物多様性国家戦略による取組の推進～	9
<b>第1章</b> <u>生物多様性計画の基本的事項</u>	
1 計画策定の趣旨	10
2 計画の位置付けと県の諸計画との関わり	10
(1) 計画の位置付け	10
(2) 県が策定する諸計画との関わり	10
3 対象区域	11
4 計画期間	11
5 目標	11
(1) 地域の特性に応じた生物多様性の保全	11
(2) 生物多様性の理解と保全行動の促進	11
<b>第2章</b> <u>神奈川県における生物多様性の現状と課題</u>	
1 本県の生物多様性の背景	12
(1) 人口	12
(2) 産業構造	12
(3) 土地利用	12
(4) 地形・地質	13
(5) 気候	14
2 本県の自然環境（生態系）	15
(1) 本県における主な生態系	15
(2) 生態系に着目した県土のエリア区分	18
3 各エリアの現状と課題	19
(1) 丹沢エリア	19
(2) 箱根エリア	19
(3) 山麓の里山エリア	20
(4) 都市・近郊エリア	21
(5) 三浦半島エリア	21
(6) 河川・湖沼及び沿岸エリア	22

4	外来生物による生態系への影響	23
5	生物多様性の保全を進める上での課題	25
	(1) 県民の保全行動の促進	25
	(2) 科学的知見の蓄積	25

### 第3章 目標の実現に向けた取組

1	県土のエリアに即した取組	26
	(1) 丹沢エリア	26
	(2) 箱根エリア	29
	(3) 山麓の里山エリア	31
	(4) 都市・近郊エリア	34
	(5) 三浦半島エリア	36
	(6) 河川・湖沼及び沿岸エリア	38
2	生物多様性の保全に資する広域的な取組	41
	(1) 広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全	41
	(2) 野生鳥獣との共存を目指した取組	56
	(3) 外来生物の監視と防除	56
	(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組	57
3	生物多様性の保全のための行動の促進	58
	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信	58
	(2) 多様な主体による取組の促進	59
	(3) 環境学習・教育の推進	59

### 第4章 推進体制と進行管理

1	推進体制	61
	(1) 取組状況の把握と公表	61
	(2) 庁内の推進体制	61
	(3) 市町村との連携体制	61
	(4) 計画の推進に関する検討会の設置	61
	(5) 生物多様性に関する情報共有の仕組み検討	61
2	指標	62
	(1) K P I	62
	(2) 個別指標	66

【資料】	79
------	----

【用語集】	81
-------	----

## はじめに

本県では、みどり\*の保全・再生・創出をめざして、神奈川みどり計画（2006（平成 18）年度から 2015（平成 27）年度、以下「みどり計画」という。）を策定し、みどりの量の確保と効果的な配置、みどりの質の向上を進めるための施策を進めてきました。

その後、国内の生物多様性の保全や持続可能な利用に対する基本的な法律である生物多様性基本法\*の制定、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催及び国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関する動きが進展してきたことを踏まえ、みどり計画を包括的に継承し、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、2016（平成 28）年 3 月に、2021（令和 3）年 3 月までを計画期間とする「かながわ生物多様性計画」を策定しました（2024（令和 6）年 3 月まで計画期間を延長）。

これまで、本県では計画に掲げた「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と、「生物多様性の理解と保全行動の促進」という 2 つの目標に向かって取組を進め、丹沢エリアにおける自然再生事業や森林整備の推進、「生物多様性」という言葉の県民への浸透等、一定の成果は見られています。しかしながら、土地利用の変化や外来生物の侵入など、生物多様性は常に損失要因に直面しており、その保全には長期的な取組が必要となっています。

一方、2022（令和 4）年 12 月には、カナダのモンリオールで開催された、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部において、新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。そして、この新たな世界目標に対応するための戦略として、国は、2023（令和 5）年 3 月に、生物多様性国家戦略 2023-2030 を策定しました。

こうした動向も踏まえ、本計画を「かながわ生物多様性計画 2024-2030」として改定し、県として生物多様性の保全に取り組むこととします。



かながわ生物多様性計画  
（平成 28 年 3 月策定）

### \* 「みどり」と生態系\*

みどり計画では、対象とする「みどり」は、豊かな自然環境を包括したものであり、個々の植物だけでなく、それらを育む水系を含めた森林や生きものの生息・生育環境として、さらには私たちの暮らしや歴史、文化とともに育まれてきた空間といった幅広い概念でとらえており、生物多様性の保全の対象となる生態系と近い概念となっています。